

### § 8A1.2. 適用指示 — 団体

- (a) パート B(犯罪行為による被害の救済)から、不当利得返還、救済命令、社会奉仕および被害者への通知に関する、量刑要件および選択肢を決定する。
- (b) パート C(罰金)から、罰金に関する量刑要件および選択肢を決定する。
  - (1) 団体が、主として犯罪目的のために、または、主として犯罪的手段で活動を行なっていた場合、§ 8C1.1(罰金決定 – 犯罪目的団体)が適用される。
  - (2) それ以外の場合、§ 8C2.1(罰金基準の適用範囲)が、§ 8C2.2から§ 8C2.9までの規定が適用される訴因の特定に適用される。当該訴因に対しては次のとおりとする。
    - (A) § 8C2.2(罰金支払不能の予備決定)を参照し、基準罰金限度の略式決定を正当化できるかどうかを決定する。
    - (B) § 8C2.3(犯罪レベル)を適用し、第2章(犯罪行為)および第3章パートD(複数訴因)から犯罪レベルを決定する。
    - (C) § 8C2.4(基本罰金)を適用し、基本罰金を決定する。
    - (D) § 8C2.5(有責性評点)を適用し、有責性評点を決定する。
    - (E) § 8C2.6(最小乗数および最大乗数)を適用し、有責性評点に対応する最小乗数および最大乗数を決定する。
    - (F) § 8C2.7(基準罰金限度 – 団体)を適用し、基準罰金限度の最低金額および最高金額を決定する。
    - (G) § 8C2.8(限度内罰金決定)を参照し、適用されるべき基準限度内で罰金額を決定する。
    - (H) § 8C2.9(不当利得の引出し)を適用し、罰金の増額が必要かどうかを決定する。

§ 8C2.1(罰金基準の適用範囲)に該当しない訴因については、§ 8C2.10(他の訴因に対する罰金の決定)を適用する。

- (3) パート C サブパート 3(罰金刑の執行)の罰金刑の執行に関する規定を適用する。
- (4) 適用されるべき基準罰金限度から逸脱する根拠については、パート C サブパート 3(罰金刑の執行)の根拠を適用する。

ト4(基準罰金限度からの逸脱)を参照する。

- (c) パートD(団体保護観察)から、保護観察に関する量刑要件および選択肢を決定する。
- (d) パートE(特別査定、没収および費用)から、特別査定、没収および費用に関する量刑要件を決定する。

#### 注釈

適用注記:

1. 章に基づく決定は、適用されるべき基準に定められた事実および情報に基づくべきである。他の章を参照とする決定は、かかる章に基づく決定に適用されるべき基準に基づいてなされるべきである。
2. § 1B1.1(適用指示)の注釈中の定義、ならびに、§ 1B1.2 から § 1B1.8 までの基準および注釈は、別段の定めがない限り、この章に基づく決定に適用される。第3章パートA(被害者関係調整)、パートB(犯罪中の役割)、パートC(妨害)およびパートE(責任の承諾)の調整は、適用されない。第6章(量刑手続および答弁についての合意)の規定は、被告人が団体である場合の訴訟手続に適用される。この章に直接的にも間接的にも参照されていない基準および方針についての記述は、被告人が団体である場合、適用されない。例:第7章(保護観察および保護観察条件付き釈放(supervised release)の違反)の方針についての記述は、団体には適用されない。
3. 次に記載するのは、この章で頻繁に用いられる用語の定義である。
  - (a) 「犯罪」とは、有罪決定犯罪および§ 1B1.3(関係行為)に基づく全ての関係行為を意味する。ただし、別の意味が定められ、または、文意から別段の意味を有することが明らかである場合には、この限りではない。「当(instant)」は、場合に応じて「犯罪」、「連邦犯罪」または「有罪決定犯罪」と共に用いられ、被告人が刑の宣告を受ける違反を、それ以前のもしくはその後の犯罪から、または、他の裁判所の管轄にかかる犯罪(例:基礎をなす同一の行為について州裁判所の管轄にかかる犯罪)から、区別する。
  - (b) 「団体の上級職員(high-level personnel of the organization)」とは、団体を実質的に管理(substantial control)し、または、団体内の方針策定に重要な役割(substantial role)を占める、個人を意味する。この用語には次の者が含まれる:取締役;重役;販売、運営または財務等の、団体の重要な事業部署または職務部署を担当する個人;および、実質的な所有権益を有する個人。「団体の部署の上級職員」は、§ 8C2.5(有責性評点)の注釈において定義されている。
  - (c) 「実質的権限を有する職員(substantial authority personnel)」とは、その者の権限

の範囲内で、団体を代理して行為する際に、かなりの裁量権を行使する(*exercise a substantial measure of discretion*)個人を意味する。この用語には次の者が含まれる:上級職員;かなりの監督権限(*substantial supervisory authority*)を行使する個人(例:工場長(*plant manager*)、販売部長(*sales manager*));および、団体の経営には携わっていないものの、自身の権限の範囲内で行為する際には、かなりの裁量権を行使する、その他の個人(例:交渉を行ないもしくは価格レベルを設定する、団体内での権限を有する個人、または、交渉を行ないもしくは重要な契約を承認する権限を有する個人)。ある個人がこのカテゴリーに入るかどうかは、事案に応じて決定されなければならない。

- (d) 「代理人」とは、団体を代表して行為する権限を有する、取締役、役員、従業員または独立契約者を含む、あらゆる個人を意味する。
- (e) 個人は、犯罪の存在を知りながら、かかる犯罪を予防しまたは終了させる合理的な措置を講じなかった場合、犯罪を「目こぼした(*condoned*)」ことになる。
- (f) 「類似の非行(*similar misconduct*)」とは、当犯罪の基礎をなす行為と性質において類似する従前の行為を意味し、これは、かかる行為が同一の法規定に違反するかどうかを問題としない。例えば、従前のメディケアに関する詐欺は、他の種類の詐欺に関する当犯罪と類似する非行となり得る。
- (g) 「従前の刑事判断(*prior criminal adjudication*)」とは、正式事実審理(*trial*)による有罪判決(*conviction*)、有罪の答弁(*plea of guilty*) (*Alford plea*を含む)または不抗争の答弁(*plea of nolo contendere*)を意味する。
- (h) 「金銭的利得(*pecuniary gain*)」は、18 U.S.C. § 3571(d)から由来し、関係する違法行為に起因して生じた被告人への追加的な税引前利益を意味する。利得は、追加的な収入または経費の節約のいずれにも起因して生じ得る。例えば、自動車の走行距離計の改造を伴う犯罪は、追加的な収入を生じさせ得る。かかる場合、金銭的利得とは、自動車が一見したところ実際よりも走行距離が少ないことを理由として得た追加的な収入、すなわち、その自動車に対して、見た目の走行距離から受領しまたは受領が見込まれる代金と、その自動車の実際の走行距離での公正な市場価格との差額、のことである。欠陥製品試験に関わる国防調達詐欺(*defense procurement fraud*)を伴う犯罪は、経費の節約に起因する金銭的利得を生じさせ得る。かかる場合、金銭的利得とは、その製品が要求された態様で試験を受けなかつたことを理由として節約された金額のことである。
- (i) 「金銭的損失(*pecuniary loss*)」は、18 U.S.C. § 3571(d)から由来し、第2章(犯罪行為)で用いられた「損失(*loss*)」という用語と同義である。§ 2B1.1(盗罪(*theft*)、財物

毀損(property destruction)および詐欺)の注釈、および、第2章パートT(租税関係犯罪)の「租税損失(tax loss)」の定義参照。

- (j) 個人は、不法行為が発生していたかどうかを、合理人(reasonable person)なら調査するはずの状況を知っていたにも拘わらず、不法行為が発生していた可能性について調査を行なわなかった場合、「故意に犯罪を無視(willfully ignorant of the offense)」したことになる。
- (k) 「法律違反を予防および発見する有効なプログラム」とは、犯罪行為の予防および発見に一般的に有効であるよう、合理的に立案、制定(implement)および実行(enforce)されたプログラムを意味する。当犯罪を予防または発見できなかつたこと、それだけでは、そのプログラムが有効ではなかつたことを意味しない。法律違反を予防および発見する有効なプログラムが充分であったかどうかを決めるのは、団体が、その職員およびその他の代理人による犯罪行為を、予防および発見しようと相当の注意を払っていたかどうかである。相当の注意を払っていたと認められるためには、団体は、最低でも、次の種類の措置を講じていなければならない。
- (1) 団体は、その職員およびその他の代理人が従うべき遵守基準および手続であつて、犯罪行為の発見見込みを合理的に減少させることができるもの、を設置していなければならない。
  - (2) 団体の上級職員の中の具体的な個人(1人または複数)に、かかる基準および手続が遵守されるよう監督する、全般的な責任を負わせておかなければならぬ。
  - (3) 団体は、違法行為に関わり合いを持ちそうな傾向があると、相当の注意(due diligence)を払うことにより団体が知りまたは知り得べき個人に、重要な裁量権限(substantial discretionary authority)を委任しないよう、相当の注意(due care)を払っていなければならない。
  - (4) 団体は、全ての職員およびその他の代理人に、その基準および手続を有効に知らしめる措置を講じていなければならない。例えば、訓練プログラムへの参加を要求することによって、または、要求される事項を実務的な態様で説明する文書を配布することによって。
  - (5) 団体は、その基準の遵守が達成されるよう、合理的な措置を講じていなければならない。例えば、その職員およびその他の代理人による犯罪行為を発見するために合理的に立案された、監視および監査システムを用いることによって、ならびに、職員およびその他の代理人が、報復を恐れずに団体内の他人による犯罪行為を報告することができる報告システムを、設置および公表することによつ

て。

- (6) 基準は、適宜、犯罪の発見懈怠に責任のある個人の懲戒を含む、適切な懲戒制度によって一貫して実行されていなければならない。犯罪に責任のある個人への適切な懲戒は、実行に必須の要素であるが、適切な懲戒の形態は場合による。
- (7) 犯罪発見後、団体は、その犯罪への適切な対処およびその後の類似の犯罪の予防を行う、あらゆる合理的な措置を講じていなければならない——これには、法律違反を予防および発見するプログラムへの必要な変更含む。

法律違反を予防および発見する有効なプログラムにとって、まさに必要とされる行為は、様々な事実に左右される。関係する事実の中には次のものがある。

- (i) 団体の規模 — 法律違反を予防および発見するプログラムに必要とされる形式性の度合いは、団体の規模によって幅がある。団体が大きければ大きいほど、プログラムは、より一層、形式的に整っていなければならない。大規模団体の場合、一般的に、その職員およびその他の代理人が従うべき基準および手続を定めた書面による方針を確立していかなければならない。
- (ii) 団体の活動の性格を理由として一定の犯罪が発生する可能性 — 団体の活動を理由として、一定の種類の犯罪が発生する潜在的危険が存在する場合、経営側は、かかる種類の犯罪を予防および発見する措置を講じていなければならない。例えば、団体が、毒性物質を取り扱っている場合、団体は、かかる物質が常に適切に取り扱われるよう確保するべく立案された基準および手続を確立していくなければならない。団体が、価格設定に裁量権(flexibility)のある販売職員を雇用している場合、価格操作を予防および発見するべく立案された基準および手続を確立していかなければならない。団体が、製品の具体的な特徴を説明する(represent the material characteristics of a product)のに裁量権のある販売職員を雇用している場合、団体は、詐欺を予防するべく立案された基準および手続を確立していかなければならない。
- (iii) 団体の過去の経緯 — 団体の過去の経緯は、その予防のために団体が措置を講じておくべきであった犯罪の種類を示唆するであろう。団体が過去に犯したものと類似する非行の再発は、団体が、

はたして、かかる非行を予防するためにあらゆる合理的な措置を講じていたのかどうか、という疑いを投げかける。

団体が、適用されるべき政府規制によって求められる、適用されるべき業界慣行または基準を、取り入れかつ遵守していなかつことは、法律違反を予防および発見する有効なプログラムについての認定において、慎重に考慮される。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）、  
1997年11月1日（附表C修正546参照）、  
2001年11月1日（附表C修正617参照）

## パートB — 犯罪行為による被害の救済

### 序文

一般原則として、裁判所は、団体が、被害者に補償を行ない、かつ、その他犯罪に起因して生じまたは脅かされる被害(harm threatened)を救済する、あらゆる適切な措置を講ずるよう、要求すべきである。不当利得返還命令、または不当利得返還を要求する保護観察命令は、犯罪の特定可能な被害者に補償を行なうために用いることができる。救済命令、または社会奉仕を要求する保護観察命令は、犯罪に起因して脅かされる被害を減少させもしくは除去し、または、犯罪に起因して生じた被害を修復するために、かかる被害または脅かされる被害がそれ以外の方法では救済されない場合、用いることができる。被害者への通知命令は、犯罪の特定不能な被害者へ通知するために用いることができる。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8B1.1. 不当利得返還 — 団体

- (a) 被害者が特定可能である場合、裁判所は、次のことを行うものとする
- (1) 被害者の損失全額に対する不当利得返還命令を、かかる命令が、18 U.S.C. § 2248、§ 2259、§ 2264、§ 2327、§ 3663 または § 3663Aに基づき許可される場合、登録する。または、
  - (2) 次の場合には、被害者の損失全額に対する不当利得返還を要求する条件を付して、保護観察または保護観察条件付き釈放の期間を課す。かかる場合とは、犯罪が、18 U.S.C. § 3663(a) (1)に基づき不当利得返還が許可される違反ではないものの、それ以外は、当該条に基づく不当利得返還命令の基準を満たす場合。
- (b) ただし、(a)項の規定は、次の場合には適用されない。
- (1) 完全な不当利得返還が既になされている場合、または、
  - (2) § 3663に基づく不当利得返還命令の場合；18 U.S.C. § 3663A(c) (1) (A) (ii)に記載される財産に対する犯罪に関する、18 U.S.C. § 3663Aに基づく不当利得返還命令の場合；または、上記(a)項(2)号従って課される不当利得返還条件が、記録上の事実から裁判所が認定する程度まで(A)不当利得返還が実行不可能なほど特定可能な被害者数が膨大である場合、または(B)原因に関わる複雑な事実問題もしくは被害者の損失額を決定することが、量刑手続に負担を

かけることによって、あらゆる被害者に不当利得返還を提供する必要性を上回る程度まで、量刑手続を複雑にしもしくは長引かせる場合。

- (c) 被告人が、特定可能な被害者に不当利得返還を行いかつ罰金を支払うことを命ぜられる場合、裁判所は、被告人によって支払われた金員が、まず、不当利得返還命令を満たすために充当されるよう命ずるものとする。
- (d) 不当利得返還命令は、次の形式の支払方法を被告人に指示することができる。その支払形式とは、一回一括払い、所定期間毎の分割払い、現物払い、または、所定期間毎の支払いと現物払いの組み合わせ。18 U.S.C. § 3664(f) (3) (A)参照。現物払いは、次の形式で行なうことができる。(1)財産の返還、(2)財産の交換、または(3)被害者が同意した場合には、被害者または被害者以外の個人もしくは団体へ提供される役務。18 U.S.C. § 3664(f) (4)参照。
- (e) 不当利得返還命令は、次の場合、名目的定期払いを被告人に指示することができる。その場合とは、記録上の事実から裁判所が、被告人の経済状況が、いかなる合理的な支払スケジュールを組んだとしても、予見可能な将来には、不当利得返還命令のいかなる金額の支払も不可能にしており、かつ、不当利得返還命令の全額支払を不可能にしている、と認定する場合。
- (f) 特別指示

- (1) この基準は、1997年11月1日以後に行われた犯罪によって有罪判決を受けた被告人に限り、適用される。§ 1B1.11(量刑日時点で発効している基準マニュアルの使用)の規定にも拘わらず、その他の場合、この基準の替わりに旧§ 8B1.1(附表C修正571に記載)を使用する。

#### 注釈

**背景:**合衆国法律集第18編3553条(a)項(7)号は、「課すべき特定の刑罰(sentence)を決定するに当たり、犯罪の被害者へ不当利得返還を提供する必要があるかどうか」を考慮するよう、裁判所に要求している。不当利得返還命令は、18 U.S.C. § 2248、§ 2259、§ 2264、§ 2327、§ 3663および§ 3663Aに基づき許可される。不当利得返還命令が許可されない犯罪については、不当利得返還は、保護観察の条件として課すことができる。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）  
；1997年11月1日発効（附表C修正571参照）

### § 8B1.2. 救済命令 — 団体(方針についての記述)

- (a) § 8B1.1(不当利得返還 — 団体)において取り扱われていない範囲に限り、保護観察の条件として課される救済命令は、犯罪に起因して生じた被害を救済するよう、および、当犯罪が将来の被害の原因となる危険を除去または減少させるよう、団体に要求することができる。
- (b) 見込まれる将来の被害の規模を合理的に見積もることができる場合、裁判所は、かかる見込み被害に対処するに充分な信託基金を創設するよう、団体に要求することができる。

#### 注釈

**背景:**救済命令の目的は、既に発生した被害を救済すること、および将来の被害を予防することである。当犯罪から生起する将来の被害を予防するために、団体による矯正措置(corrective action)を要求する救済命令が必要な場合がある。例:食品および医薬品に関わる違反に対する製品回収、または、環境に関わる違反に対する浄化(clean-up)命令。救済命令が潜在的に適切である幾つかの場合、環境保護局または食品医薬品局等の政府規制機関が、救済措置を命ずる権限を有する場合がある。かかる場合、裁判所による救済命令は、不要であろう。救済命令を登録する場合、かかる命令は、適切な政府規制機関が講ずる行政措置(administrative or civil actions)と調整すべきである。

経緯注記: 1991年11月1日発効 (附表C修正422参照)

### § 8B1.3. 社会奉仕 — 団体(方針についての記述)

社会奉仕は、かかる社会奉仕が、犯罪に起因して生じた被害を修復するよう合理的に立案されている場合、保護観察の条件として命ずることができる。

#### 注釈

**背景:**団体は、社会奉仕を行うために自身の資源を用いることによって、または、その職員もしくはその他の者に支払をなすことによってのみ、社会奉仕を実施することができる。結果的に、団体に社会奉仕を実施させる命令は、本質的に間接的な金銭的制裁であり、従って、一般的に、直接的な金銭的制裁に比べて望ましくない。しかしながら、有罪判決を受けた団体が、独自の知識、設備または技術を有しているため、犯罪に起因して生じた損害を修復するために適任である場合、損害の修復へ向けた社会奉仕は、生じた被害を救済する効果的な手段を提供するであろう。

過去において、団体に課される幾つかの形式の社会奉仕は、刑を宣告する目的とは関わりがな

い、とされた。被告人に、大学に講座を寄付したは地元の慈善団体に献金するよう要求することは、かかる社会奉仕が、犯罪に直接関わる予防措置または矯正措置のための手段を提供し、従つて、18 U.S.C. § 3553(a)に定める、刑を宣告する目的の一つに寄与する場合を除き、この条の趣旨とは一致しない、とされた。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

#### § 8B1.4. 被害者への通知命令 — 団体

§ 5F1.4(被害者への通知命令)を適用する。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

## パートC — 罰金

### 1. 罰金の決定 — 犯罪目的団体

#### § 8C1.1. 罰金の決定 — 犯罪目的団体

犯罪の性格および状況、ならびに、団体の歴史および性格を考慮した結果、団体が、主として犯罪目的のために、または、主として犯罪的手段で活動を行なっていたと、裁判所が判断した場合、罰金は、団体からその純資産全てを剥奪するに充分な金額(ただし、法定上限に従う)に定めるものとする。この条が適用される場合、サブパート2(罰金の決定 — 他の団体)および§ 8C3.4(非公開団体(closely held organization)の所有者によって支払われる罰金)は、適用されない。

#### 注釈

##### 適用注記:

- 「純資産」とは、この条で用いられる場合、既知の善意債務者(known innocent bona fide creditors)によって資産に対してなされた全ての適法な請求に支払を行なった後に残る資産を意味する。

**背景:**この基準は、犯罪の性格および状況、ならびに、団体の歴史および性格についての検討に基づき、団体が、主として犯罪目的のために活動を行ない(例:詐欺を行うために立案された計略の隠れみの;規制物質(controlled substance)の違法な製造、輸入または流通に参加するために設立された団体)、または、主として犯罪的手段で活動を行なっていた(例:有害廃棄物を処分する際の合法的手段を有していないかった有害廃棄物処分事業)と裁判所が判断した場合を取り扱っている。かかる場合、罰金は、団体の純資産全てを奪取するに充分な金額に定めるものとする。団体の資産規模が不明である場合において、善意債務者が不在であるときには、法律が許可する上限の罰金が課されるものとする。

経緯注記: 1991年11月1日発効 (附表C修正422参照)

\* \* \* \* \*

### 2. 罰金の決定 — 他の団体

#### § 8C2.1. 罰金基準の適用範囲

次の条に基づき、適用されるべき基準犯罪レベルが決定される各訴因に、§ 8C2.2から§ 8C2.9

までの規定が適用される。

- (a) § § 2B1.1、2B1.4、2B2.3、2B4.1、2B5.3、2B6.1;  
 § § 2C1.1、2C1.2、2C1.6、2C1.7;  
 § § 2D1.7、2D3.1、2D3.2;  
 § 2E3.1、2E4.1、2E5.1、2E5.3;  
 § 2G3.1,  
 § § 2K1.1, 2K2.1;  
 § 2L1.1;  
 § 2N3.1;  
 § 2R1.1;  
 § § 2S1.1、2S1.3;  
 § § 2T1.1、2T1.4、2T1.6、2T1.7、2T1.8、2T1.9、2T2.1、2T2.2、2T3.1;  
 または、
- (b) 基礎をなす犯罪の犯罪レベルが、上記(a)項に列記された基準条項の 1 つに基づき決定される場合に関しては、§ 2E1.1、§ 2X1.1、§ 2X2.1、§ 2X3.1、§ 2X4.1。

#### 注釈

##### 適用注記:

1. ある訴因に対する第 2 章の犯罪基準が、上記(a)項または(b)項に列記されており、かつ、その適用されるべき基準が、列記された基準の 1 つを用いることによって犯罪レベルの決定に帰着したときには、かかる訴因に、§ 8C2.2 から § 8C2.9 までの規定を適用する。例えば、§ 8C2.2 から § 8C2.9 は、§ 2K2.1((a)項に列記された犯罪基準)に基づく犯罪に適用される。ただし、かかる基準への相互参照の結果、犯罪レベルが、(a)項に列記されていなかった犯罪基準条項に基づき決定されるべきことを要する場合については、この限りではない。
2. ある訴因に対する第 2 章の犯罪基準が、上記(a)項または(b)項に列記されていないものの、その適用されるべき基準が、列記されたある基準を用いることによって犯罪レベルの決定に帰着したときには、かかる訴因に、§ 8C2.2 から § 8C2.9 までの規定を適用する。例えば、通常なら § 2N2.1((a)項に列記されていなかった犯罪基準)を参照するはずの、有罪判決訴因に述べられた行為が、§ 2B1.1(盜罪、財物毀損および詐欺)を、適用されるべき犯罪基準((a)項に列記された犯罪基準)と確定した(established)場合、§ 8C2.2 から § 8C2.9 までが適用される。なぜなら、実際の犯罪レベルが、§ 2B1.1(盜罪、財物毀損および詐欺)に基づき決定されるからである。

背景:このサブパートの罰金基準は、上記(a)項に記載された基準条項によって網羅される犯罪

に対してのみ、適用される。例えば、適用されるべき基準犯罪レベルが、第2章パートQ(環境に関する犯罪)に基づき決定される訴因には、§8C2.2から§8C2.9までの規定は適用されない。かかる場合については、§8C2.10(他の訴因に対する罰金の決定)が、適用される。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）。  
発効日1992年11月1日をもって修正（附表C修正453参照）、  
1993年11月1日（附表C修正496参照）、  
2001年11月1日（附表C修正617、619、634参照）

### §8C2.2. 罰金支払不能の予備決定

- (a) 団体が、§8B1.1(不当利得返還 — 団体)に基づき要求される不当利得返還支払を行なうことが不可能、かつ、(分割払いにしたとしても)可能となる見込みがないことが容易に確認できる場合、基準罰金限度の決定は不要である。なぜなら、§8C3.3(a)に従い、罰金が一切課せられないからである。
- (b) 基準罰金限度の最低額(§8C2.3から§8C2.7までを参照)の予備決定を通じて、団体が、かかる最低基準罰金支払を行なうことが不可能、かつ、(分割払いにしたとしても)可能となる見込みがないことが容易に確認できる場合、基準罰金限度のそれ以上の決定は不要である。その代わり、裁判所は、予備決定を利用し、かつ、§8C3.3(支払不能に基づく罰金減額)の適用から導き出される罰金を課すことができる。

#### 注釈

##### 適用注記：

1. (a)項に基づく決定の場合、「被告人が、不当利得返還支払を行なうことが不可能、かつ、可能となる見込みがないことが、容易に確認できるため、基準罰金限度の決定は行ななかった」という記述が推奨される。
2. (b)項に基づく決定の場合、「被告人が、基準罰金限度の最低額支払を行なうことが不可能、かつ、可能となる見込みがないことが、容易に確認できるため、基準罰金限度の明確な決定を一切要しない」という記述が推奨される。

**背景:**多くの被告人団体は、不当利得返還支払を行なう能力がない。更に、不当利得返還支払を行なうことが可能かもしれない多くの被告人団体は、§8C2.7(a)によって要求される最低罰金支払を行なう能力がない。かかる場合、基準罰金限度の完全な決定を行なうことは、不要な行為であろう。この条は、§8C2.7(基準罰金限度 — 団体)に基づき決定される基準罰金限度の範囲内の罰金が、§8C3.3(支払不能に基づく罰金減額)に基づき減額されることが、容易に確認できる場合に適用することのできる、基準罰金限度の略式決定を定める。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8C2.3. 犯罪レベル

- (a) § 8C2.1(罰金基準の適用範囲)によって網羅される各訴因については、適用されるべき第2章の基準を用いて基本犯罪レベルを決定し、その後、列記された順番に従い、かかる基準に含まれている適切な調整を適用する。
- (b) かかる訴因が複数ある場合には、第3章パートD(複数訴因)を適用し、複合的犯罪レベルを決定する。

#### 注釈

##### 適用注記：

1. この条に基づく犯罪レベルの決定にあたり、「被告人」には、第2章で用いられたとおり、その行為に対して団体が刑事責任を負う、団体の全ての代理人が含まれる。
2. この条に基づく犯罪レベルの決定にあたり、§ 1B1.2から§ 1B1.8の規定を適用する。第3章パートA(被害者関係調整)、パートB(犯罪中の役割)、パートC(妨害)およびパートE(責任の承諾)の調整は適用しない。

経緯注記：1991年11月1日発効（附表C修正422参照）

### § 8C2.4. 基本罰金

- (a) 基本罰金は、次のうちの最も高額のものとする。
  - (1) § 8C2.3(犯罪レベル)に基づき決定された犯罪レベルに対応する、下記(d)項の表の金額。または、
  - (2) 犯罪の結果団体に生じた金銭的利得。または、
  - (3) 損失が、故意に(intentionally)、認識の上(knowingly)、または未必の故意により(recklessly)、生じた範囲での、団体による犯罪に起因して生じた金銭的損失。
- (b) ただし、適用されるべき第2章の犯罪基準が、団体の罰金に対する特別指示を含む場合、かかる特別指示が、適宜、適用されるものとする。
- (c) 更に、ただし、金銭的利得または金銭的損失のいずれかの算定が、量刑手続を不當に

複雑にしたまは長引かせる場合、かかる金額、すなわち、適宜、利得額または損失額は、基本罰金の決定のためには用いられないものとする。

**(d) 犯罪レベル罰金表**

<u>犯罪レベル</u>	<u>金額</u>
6 以下	\$5,000
7	\$7,500
8	\$10,000
9	\$15,000
10	\$20,000
11	\$30,000
12	\$40,000
13	\$60,000
14	\$85,000
15	\$125,000
16	\$175,000
17	\$250,000
18	\$350,000
19	\$500,000
20	\$650,000
21	\$910,000
22	\$1,200,000
23	\$1,600,000
24	\$2,100,000
25	\$2,800,000
26	\$3,700,000
27	\$4,800,000
28	\$6,300,000
29	\$8,100,000
30	\$10,500,000
31	\$13,500,000
32	\$17,500,000
33	\$22,000,000
34	\$28,500,000
35	\$36,000,000
36	\$45,500,000
37	\$57,500,000
38 以上	\$72,500,000

## 注釈

### 適用注記:

1. 「金銭的利得」、「金銭的損失」および「犯罪」は、§ 8A1.2(適用指示 — 団体)の注釈で定義されている。(a)項(2)号および(a)項(3)号には、基本罰金の決定における金銭的利得および金銭的損失の使用についての一定の制限があることに留意すること。(a)項(2)号上、基本罰金の決定のために使用される金銭的利得は、犯罪の結果団体に生じた金銭的利得のことである。(a)項(3)号上、基本罰金の決定のために使用される金銭的損失は、かかる損失が、故意に、認識の上、または未必の故意により、生じた範囲での、団体による犯罪に起因して生じた金銭的損失のことである。
2. 18 U.S.C. § 3571(d)上、裁判所は、損失または利得の決定が、量刑手続を不当に複雑にしまたは長引かせる場合、金銭的損失または金銭的利得を算定することを要しない。にも拘わらず、裁判所は、第2章に基づく犯罪レベルを算定するために、損失を概算する必要がある場合がある。§ 2B1.1(窃盜(larceny)、横領(embezzlement)およびその他の形態の盗罪)の注釈参照。適用されるべき犯罪レベルを決定する目的で、損失を概算する場合、裁判所は、かかる概算を、この条に基づく金銭的損失の算定のための起点として用いなければならない。
3. 未遂犯罪または犯罪実行の共同謀議の場合、金銭的損失および金銭的利得は、§ 2X1.1(未遂、教唆または共同謀議)に記載された原則に従って決定されるものとする。
4. 複数の者(すなわち、複数の団体、または、団体および団体と関わりのない個人(ら))が関わっていた場合、適用されるべき犯罪レベルは、犯罪に起因して生じた利得または損失の配分を考慮せずに、決定されるものとする。§ 1B1.3(関係行為)参照。しかしながら、基本罰金が、(a)項(2)号または(a)項(3)号に基づいて決定される場合、裁判所は、利得または損失を、被告人の関係する有責性およびその他の付隨する要素を考慮して、適宜、配分することができる。また、§ 2R1.1(d) (1)上、§ 8C2.4(a) (3)に基づく損失に対する代理人(proxy)を決定するにあたって使用される取引量(volume of commerce)は、被告人に帰せられるべき取引量に制限されることに、留意すること。
5. 基本罰金の決定に関する特別指示は、次に示す条項に記載されている。すなわち、§ 2B4.1(銀行貸付獲得の際の賄賂罪およびその他の商事賄賂罪(commercial bribery))、§ 2C1.1(賄賂の申込、提供、教唆または受領;職権を口実にした恐喝(extortion under color of official right))、§ 2C1.2(贈物の申込、提供、教唆または受領)、§ 2E5.1(職員福利厚生または年金給付プランの運用に影響を及ぼす、賄賂または贈物の申込、承諾または教唆;雇用主または代理人から、職員、代表者または労働者団体への、禁止されている支払または金員の貸与)および§ 2R1.1(競争者間での、入札

談合、価格操作または市場割当合意)。

背景:この条において、基本罰金は、3つの方法のうちの1つによって決定される:(1)犯罪レベルに基づく、(d)項の表の金額によって;(2)犯罪の結果団体に生じた金銭的利得によって;(3)損失が、故意に、認識の上、または未必の故意により、生じた範囲での、団体に起因して生じた金銭的損失によって。一定の場合、損失額または犯罪レベル額の決定に対する特別指示が適用される。原則として、基本罰金は、犯罪の重大性を評定する。基本罰金の決定要素は、§ 8C2.5(有責性評点)の有責性評点から導き出した乗数と共に、団体による犯罪行為を抑止するに適切で、かつ、団体が、犯罪行為を予防し、発見しおよび報告するための内部体制を維持するための動機づけとなるに適切な、基準罰金限度に帰着するように選択される。団体が、犯罪行為を通じて財務的な報いを得ようと企てるのを抑止するため、この条は、最大の場合、団体への金銭的利得が、基本罰金を決定するために用いられるのを定めている。団体が、その代理人によって故意に、認識の上または未必の故意によって生ぜしめられる損失を予防しようと努力することを確保するため、この条は、最大の場合、金銭的損失が、かかる状況下における基本罰金を決定するために用いられるのを定めている。第2章は、損失または利得の算定が困難な一定の種類の犯罪(例:価格操作)との関係で、基本罰金を決定するための特則を含む、罰金に対する特別指示を定めている。これらの犯罪については、特別指示は、基本罰金を、かかる犯罪との関係で発生し、従って、かかる犯罪に起因して生じた損失または利得の規模と一般的に関わりのある、状況に合わせて調整している。

経緯注記:1991年11月1日発効(附表C修正422参照)  
発効日1993年11月1日をもって修正(附表C修正496参照)  
1995年11月1日(附表C修正534参照)  
2001年11月1日(附表C修正634参照)

## § 8C2.5. 有責性評点

- (a) 5 ポイントから始め、その後、下記(b)項から(g)項までを適用する。
- (b) 犯罪活動への関わりまたは許容性  
複数の項目が該当する場合、最高ポイントを使用すること。
- (1) の場合、5 ポイントを追加する。
- (A) 団体の職員数が 5,000 人以上であり、かつ、
- (i) 団体の上級職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合。または、
  - (ii) 実質的権限を有する職員による犯罪の許容性が、団体全体に浸透(pervasive)していた場合。または、
- (B) 団体内の犯罪が行われた部署の職員数が 5,000 人以上であり、かつ、
- (i) 部署の上級職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合。または、
  - (ii) 実質的権限を有する職員による犯罪の許容性が、かかる部署全体に浸透していた場合。
- または、
- (2) 次の場合、4 ポイントを追加する。
- (A) 団体の職員数が 1,000 人以上であり、かつ、
- (i) 団体の上級職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合。または、
  - (ii) 実質的権限を有する職員による犯罪の許容性が、団体全体に浸透していた場合。または、
- (B) 団体内の犯罪が行われた部署の職員数が 1,000 人以上であり、かつ、
- (i) 部署の上級職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合。または、
  - (ii) 実質的権限を有する職員による犯罪の許容性が、かかる部署全体に浸透していた場合。
- または、

- (3) 次の場合、3 ポイントを追加する。
- (A) 団体の職員数が 200 人以上であり、かつ、
- (i) 団体の上級職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合。または、
  - (ii) 実質的権限を有する職員による犯罪の許容性が、団体全体に浸透していた場合。または、
- (B) 団体内の犯罪が行われた部署の職員数が 200 人以上であり、かつ、
- (i) 部署の上級職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合。または、
  - (ii) 実質的権限を有する職員による犯罪の許容性が、かかる部署全体に浸透していた場合。

または、

- (4) 団体の職員数が 50 人以上であり、かつ、実質的権限を有する職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合、2 ポイントを追加する。または、
- (5) 団体の職員数が 10 人以上であり、かつ、実質的権限を有する職員の中の個人が、犯罪に参加し、犯罪を目こぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合、1 ポイントを追加する。

(c) 過去の経緯

複数の項目が該当する場合、より高いポイントを使用すること。

- (1) 団体(または、別個に管理されている業務分野(*separately managed line of business*))が、当犯罪を構成するものの一部でも、(A)類似の非行に基づく刑事判断、または(B)類似の非行の 2 件以上の別個事案に基づく民事判断もしくは行政判断の後、10 年以内に行なっていた場合、1 ポイントを追加する。または、
- (2) 団体(または、別個に管理されている業務分野)が、当犯罪を構成するものの一部でも、(A)類似の非行に基づく刑事判断、または(B)類似の非行の 2 件以上の別個事案に基づく民事判断もしくは行政判断の後、5 年以内に行なっていた場合、2 ポイントを追加する。

(d) 命令違反

複数の項目が該当する場合、より高いポイントを使用すること。

- (1) (A)当犯罪を犯したことにより、保護観察の条件に対する違反以外の、裁判所命令もしくは差止命令に対する違反を犯した場合、または(B)団体(または、別個に管理されている業務分野)が、保護観察の条件に対する違反を、類似の非行、すなわち、保護観察を課される原因となったものと類似する非を行うことによって犯した場合、2 ポイントを追加する。または、  
(2) 当犯罪を犯すことにより、保護観察の条件に対する違反を犯した場合、1 ポイントを追加する。

(e) 司法妨害

団体が、当犯罪の捜査、刑事訴追または判決言渡し手続の間、故意に、これを妨害もしくは邪魔し、妨害もしくは邪魔を企て、または司法妨害を帮助、教唆もしくは奨励していた場合、または、これのあることを知りながら、かかる妨害もしくは邪魔、または妨害もしくは邪魔の企てを防止する合理的な措置を講じていなかった場合、3 ポイントを追加する。

(f) 法律違反を予防および発見する有効なプログラム

法律違反を予防および発見する有効なプログラムが存在したにも拘わらず、犯罪が発生していなかった場合、3 ポイントを減点する。

ただし、この項は、次の場合には適用されない。すなわち、団体の上級職員の中の個人、部署の職員数が200人以上の、犯罪が行われた団体内の部署の上級職員の中の個人、または、法律違反を予防および発見するプログラムの管理もしくは実行に責任を負う個人が、犯罪に参加し、犯罪を目にぼしし、もしくは故意に犯罪を無視していた場合である。実質的権限を有する職員の中の個人が犯罪に参加していた場合、団体が、法律違反を予防および発見する有効なプログラムを有していなかったという、反証を許す推定(rebuttable presumption)に帰着する。

更に、ただし、この項は、次の場合には適用されない。すなわち、犯罪の存在を知るに至った後、団体が、適切な政府当局に犯罪を報告することを不當に遅滞した場合である。